

社会福祉法人一幸会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下次条において「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (二) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人一幸会（以下「一幸会」という。）という。

(経営の原則等)

第3条 一幸会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 一幸会は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 一幸会の事務所を山形県鶴岡市美原町4番40号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 一幸会に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 一幸会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任にあたっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「法」という。）第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、年間総額30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会を招集するときは、書面をもって、招集日の7日前まで各評議員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散の決議
 - (4) 合併の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 一幸会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、3名以内を副理事長とし、2名以内を常務理事とする。
- 4 副理事長及び常務理事のうち、3名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 理事の選任にあたっては、法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 監事の選任にあたっては、法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、一幸会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、一幸会の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて一幸会の業務を掌理する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長の命を受けて一幸会の常務を処理する。

5 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、一幸会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任免除)

第24条 法第45条の20第4項で準用する一般社団法人に関する法律第111条第1項の理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(注) 費弁は報酬等に含まれない。評議員と違い「総額」の定款記載は必須とされていない。

(従業員)

第26条 一幸会に、従業員を置く。

- 2 一幸会の設置経営する施設の長他の重要な従業員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の従業員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 一幸会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 第13条第3項の規定は、理事会の招集に準用する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した議長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 一幸会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表第1及び第2に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鶴岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鶴岡市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して 基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 一幸会の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 一幸会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 一幸会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 一幸会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 一幸会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 一幸会は、法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの経営（指定介護予防支援事業を含む）
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 通所入浴サービス事業
- (5) サービス付き高齢者向け住宅の経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(平成30年10月一部変更)

第8章 解散

(解散)

第42条 一幸会は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鶴岡市長の認可（法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鶴岡市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 一幸会の公告は、社会福祉法人一幸会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	池 田 勤
理 事	池 田 弘 子
理 事	神 林 盛 雄
理 事	内 藤 豊
理 事	五十嵐 作太郎
理 事	岡 部 良 三
理 事	渡 部 喜 一
理 事	佐 藤 陸 男
理 事	佐 藤 忠 芳
理 事	清 野 實
監 事	阿 部 春 吉
監 事	齋 藤 春 子

2 この定款は、設立登記のあった日から施行する。

(平成元年5年30日付け指令社第21号で山形県知事認可、平成元年6月13日設立登記)

附 則

この定款は、平成2年5月23日から施行する。(デイサービス名に「健楽園」、基本財産に車庫(岡山)の土地・建物を追加、届出)

附 則

この定款は、平成3年7月11日から施行する。(指令社第132号、常務理事の廃止)

附 則

この定款は、平成4年8月6日から施行する。(指令社第63号、定款準則の目的の改正、老人短期入所事業が未記載のため追加等)

附 則

この定款は、平成6年4月6日から施行する。(指令社第1号、理事等からの付議による理事会招集、特別利害の理事の議決排除及び議事録作成と署名、決算の認定は監事の監査を経てから理事会に)

附 則

この定款は、平成7年6月12日から施行する。(指令社第32号、第2種社会福祉事業に介護支援センター及びホームヘルパー派遣事業を追加)

附 則

この定款は、平成7年9月6日から施行する。(指令社第82号、理事10名を11名に)

附 則

この定款は、平成10年7月17日から施行する。(指令長第43号、監事による監査報告書作成と理事会及び知事への報告、決算報告書の閲覧等による開示、会計処理は経理規程による等)

附 則

この定款は、平成12年6月28日から施行する。(指令長第48号、介護保険法施行による居宅事業名の記載)

附 則

この定款は、平成13年7月9日から施行する。(指令長第49号、理事定数11名を9名に)

附 則

この定款は、平成13年10月29日から施行する。(指令長第101号、社会福祉事業法の一部改正により、関連する定款のほぼ全部に近い改正、評議員会の設置)

附 則

この定款は、平成14年12月5日から施行する。(指令庄総福第32号、公益事業としてホームヘルパー2級課程養成研修事業を追加)

附 則

この定款は、平成15年5月27日から施行する。(公告規定の改正は届出事項で、平成15年6月9日に山形県知事へ届出)

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日(平成17年5月27日)から施行する。(指令庄総福第16号、常務理事及び理事会欠席者の意思表示事項を追加、評議員の定員を20名から19名に、池幸園・健楽園の建物面積の増加)

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日(平成17年8月12日)から施行する。(指令庄総福第37号、経営原則に地域福祉の推進を追加、理事会は評議員会の「同意を得る」ことから「あらかじめ意見を聴く」ことに、公益事業の利益を剰余金に)

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日(平成18年5月22日)から施行し、第1条第1項第2号ハ号については、平成18年5月1日から適用する。(指令庄総福第19号、小規模多機能型居宅介護事業の追加、公告の特定新聞名を削り、ヘルパー・支援センター・駐車場及びいこいの各用地を基本財産に追加)

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日（平成19年4月23日）から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条については、平成19年6月17日から施行する。（指令庄総福第7号、役員及び評議員の定数変更、「この法人」を「一幸会」に及び公益事業の研修姪を「訪問介護員に関する2級課程」に改正）

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日（平成19年6月22日）から施行する。（指令庄総福第28号、社会福祉事業の事業所名を経営とし、顧問制度の新設、又公告に官報を追加）

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日（平成23年6月15日）から施行する。（指令庄総福第25号、常務理事の選任を理事の互選による事を明記し、監事監査する所を一幸会と明確にした事、顧問制度を定款施行細則に定め、第3章、第13条を定款より削除）

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日（平成24年3月27日）から施行する。（指令庄総福第384号、地域包括支援事業を鶴岡市から受託することに伴って地域包括支援センターの開設により第1条(3)に公益事業を加え、健楽園居宅介護支援センターの廃止により、基本財産の建物の名称等を別表第2から健楽園在宅介護支援センター、健楽園居宅介護支援センターを削り、みはらを追加する。）

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日（平成25年3月18日）から施行する。（指令庄総保福第181号、新たに障害者への訪問介護を実施するため、障害福祉サービス事業を追加）

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日（平成25年5月31日）から施行（鶴岡市指令長第34号、社会福祉法が改正され、社会福祉法人の所轄庁が都道府県知事から市長に改正されたために、定款の条文中「山形県知事」を「鶴岡市長」に改正）し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日（平成26年1月10日）から施行する。（鶴岡市指令長第99号、通所入浴サービスが公衆浴場法に該当するため公益事業に追加）

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日（平成27年3月31日）から施行する。（鶴岡市指令長第149号、訪問介護2級課程研修制度を削る。駐車場の土地を基本財産に移管）

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日（平成28年2月4日）から施行する。（鶴岡市指令長第84号、理事長が事故や欠けたときの職務を代理する者を「理事長職務代理者」から「副理事長」に変更）

附 則

この定款は、鶴岡市長へ届出した日（平成 28 年 3 月 23 日）から施行する。（高齢者複合福祉施設建設用地の土地を基本財産に移管）

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（改正社会福祉法施行に伴う変更）

附 則

この定款は、鶴岡市長へ届出した日（平成 29 年 4 月 25 日）から施行する。（高齢者福祉施設建物を基本財産に移管）

附 則

(6) この定款は、鶴岡市長の認可のあった日(平成 30 年 10 月 1 日)から施行する。（生活支援体制整備事業を追加）

別表第 1（第 3 3 条関係）（平成 2 年 5 月一部改正、平成 18 年 5 月一部改正、平成 23 年 5 月一部改正、平成 27 年 3 月一部改正、平成 28 年 3 月一部変更）

定款第 3 3 条第 2 項による基本財産（土地）の表示

所 在 地	面 積	地 目
山形県鶴岡市美原町 4 番 1	53.00 m ²	用悪水路
山形県鶴岡市美原町 4 番 5	123.82	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 6 3	92.00	用悪水路
山形県鶴岡市美原町 4 番 6 4	56.00	用悪水路
山形県鶴岡市美原町 4 番 3	126.25	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 3	177.22	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 4	225.79	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 5	198.81	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 6	137.87	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 7	166.67	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 8	137.69	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 5 9	119.15	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 6 0	159.86	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 6 1	184.33	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 6 2	169.94	宅 地
山形県鶴岡市本町三丁目 1 7 番 5 6	146.69	宅 地
山形県鶴岡市大字井岡字和田 3 2 7 番地 3	232.56	宅 地
小 計	2,507.65	
山形県鶴岡市美原町 3 番 7	343.37	宅 地
山形県鶴岡市美原町 4 番 9	279.30	宅 地
山形県鶴岡市美原町 5 番 1 2 5	1,092.21	宅 地
山形県鶴岡市海老島町 9 番 1 1	284.08	宅 地
山形県鶴岡市海老島町 9 番 1 4	46.50	宅 地
山形県鶴岡市美原町 3 番 6 号	472.09	宅 地
山形県鶴岡市陽光町 9 番 1 1	2,894.37	宅 地

山形県鶴岡市陽光町9番19	5,517.20	宅地
山形県鶴岡市陽光町9番26	10.76	宅地
山形県鶴岡市陽光町9番28	77.67	宅地
合 計	13,525.2	

別表第2（第33条関係）（平成2年5月追加、平成17年5月一部改正、平成18年5月一部改正、平成23年5月一部改正、平成24年3月一部改正、平成24年8月一部改正、平成29年4月一部変更）

定款第33条第2項による基本財産（建物）の表示

建物の所在	建物の構造及び床面積	建物の用途名称
山形県鶴岡市美原町4番54	鉄筋コンクリート造瓦葺3階建 3,041.65 m ²	特別養護老人ホーム池幸園 デイサービスセンター健楽園
山形県鶴岡市大字井岡字和田327番地3	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 199.47 m ²	車庫・物置
山形県鶴岡市美原町3番7	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 266.64 m ²	健楽園ホームヘルパーセンター 健楽園居宅介護支援センターみはら
山形県鶴岡市海老島町9番11	木造瓦葺2階建 200.79 m ²	小規模多機能型居宅介護事業所健楽園いこい
山形県鶴岡市陽光町9番地19、9番地11、9番地28	木造かわらぶき2階建 4049.36 m ² 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 117.00 m ² 鉄骨造かわらぶき平屋建 33.05 m ²	サテライト池幸園 池幸園ショートステイ 健楽園地域包括支援センター 小規模多機能型居宅介護事業所健楽園つどい サービス付き高齢者向け住宅さん・陽光 車庫 電気室
建物合計床面積	7,907.96 m ²	